

# 骨子案についての議論の経緯

## 5月12日専門分科会案

### 前文

### 第1章 総則

- 1.目的
- 2.定義
- 3.責務

### 第2章 子どもの権利の普及

- 1.広報及び普及
- 2.子どもの権利の日
- 3.学習等への支援

### 第3章 子どもの基本的権利

- 1.子どもの基本的権利
- 2.安心して生きる権利
- 3.自分らしく生きる権利
- 4.豊かに育つ権利
- 5.参加する権利

### 第4章 生活の場における権利の保障

- 1.共通の責務と役割
- 2.保護者の責務と役割
- 3.施設関係者の責務と役割
- 4.地域住民の責務と役割
- 5.事業者の責務と役割
- 6.市の責務と役割
- 7.参加・意見表明の機会の保障
- 8.子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

### 第5章 子どもの権利の侵害からの救済

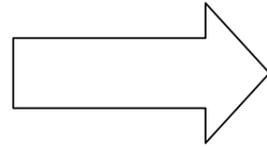
- 1.相談及び救済
- 2.子どもの権利擁護委員の設置など
- 3.委員の仕事
- 4.申立てができること
- 5.委員への協力
- 6.勧告や要請への対応
- 7.勧告や要請などの内容の公表
- 8.委員に関する広報など
- 9.調査員及び相談員(事務局)

### 第6章 施策の推進

- 1.施策の推進
- 2.推進計画

### 第7章 子どもの権利の保障の検証

- 1.子どもの権利検証委員会の設置等
- 2.答申等及び市の措置



## 5月20日専門分科会案

### 前文

### 第1章 総則

- 1.目的
- 2.定義

【5/20議論内容】  
総則は「目的」と「ことばの意味」にする。(3章に責務の項目があるので総則の責務は削除)  
・目的「には子どもにやさしいまちづくりの推進」(権利保障とまちづくり)という基本理念を記載する。

### 第2章 子どもにとって大切な権利

- 1.子どもの基本的権利
- 2.安心して生きる権利
- 3.自分らしく生きる権利
- 4.豊かで健やかに育つ権利
- 5.意見を表明し参加する権利

【5/20議論内容】  
・具体の権利内容の表現をシンプルにするとともに、全体を整理する。

### 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 1.共通の責務
- 2.保護者の責務
- 3.育ち学ぶ施設の責務
- 4.地域住民の責務
- 5.保護者への支援
- 6.育ちの支援
- 7.虐待等の取組み

【5/20議論内容】  
・子どもにやさしいまちづくりの推進」の理念について、1章の冒頭に記載する。

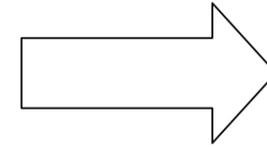
### 第4章 権利救済のしくみ

- 1.相談及び救済
- 2.子どもの権利擁護委員の設置など
- 3.委員の仕事
- 4.申立てができること
- 5.委員への協力
- 6.勧告や要請への対応
- 7.勧告や要請などの内容の公表
- 8.委員に関する広報など
- 9.調査員及び相談員(事務局)

### 第5章 子どもの権利保障の推進と検証

- 1.子どもの権利の普及
- 2.子どもの権利委員会
- 3.子どもの権利に関する推進計画
- 4.子ども自身による権利の推進
- 5.子どもの権利保障の検証

【5/20議論内容】  
・子どもの権利保障の推進と検証」という硬い表現を柔らかくできないか。



## 6月9日専門分科会起草委員案

### 前文

### 第1章 総則

- 1.目的
- 2.ことばの意味
- 3.基本的な考え方
- 4.大人の役割

### 第2章 子どもにとって大切な権利

- 1.安心して生きる権利
- 2.自分らしく生きる権利
- 3.豊かで健やかに育つ権利
- 4.意見を表明し参加する権利
- 5.互いの権利の尊重

### 第3章 子どもにやさしいまちづくりの進め方

- 1.権利の周知と学習支援
- 2.保護者への支援
- 3.育ちの支援
- 4.虐待等の取組み
- 5.子どもの権利保障の検証
- 6.子ども委員会議

### 第4章 子どもを守るための仕組み

- 1.相談及び救済
- 2.子どもの権利擁護委員会の設置など
- 3.委員会の仕事
- 4.申立てができること
- 5.委員会への協力
- 6.勧告や要請への対応
- 7.勧告や要請などの内容の公表
- 8.委員会に関する広報など
- 9.相談員